

（１）本市の現状

全国的な人口減少・少子高齢化により、本市においても、市税等や交付税が減少し、また将来に必要な人材の確保が困難となる一方で、社会福祉をはじめとする行政サービスの需要は増加かつ複雑化しています。これら行政資源の減少と行政需要の増加により、行財政運営に必要な財源が不足し、本市は必要な予算を確保するために、非常時の備えである財政調整基金を取り崩して財源不足を補っています。しかし、このような状況が続けば、いずれ財政調整基金が枯渇し、必要な行政サービスが提供できなくなり、自治体の役割が果たせなくなる恐れがあります。

（２）プランの趣旨

将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、次期行財政改革プランにおいては、単にコスト削減のみを目指すのではなく、事業規模や施設規模を適正なものとし、またサービスの提供手法を見直すことで、今後、縮小が見込まれる財政規模に見合う歳出構造への転換を図ることにより、財政状況を改善し、財政調整基金の取り崩しに頼らない予算編成と、必要な財政調整基金の確保を目指します。

（３）改革の柱

- 計画期間 : 令和6年度～令和10年度

改革の柱

柱1 行政資源の確保

職員や税収等の行政資源が減少していくことを踏まえ、職員ひとりひとりの行政ニーズに対応する能力を向上させます。また、安定的な税収の確保に努めるとともに、税収以外の新たな資金を獲得することで、増加していく行政需要に対応するための体制を整えます。

柱2 行政資源の配分の最適化

行政需要が増加していくことを踏まえ、本市の所有する行政資源の規模に応じ、事業や施設の規模、実施手法を見直します。また、整理された事業規模に応じた最適な職員定数及び組織編制を構築することで、限られた行政資源の配分先を整理します。

（４）改革の目標

- 実施計画の達成率 : 100% (実施計画書の目標をすべて達成します。)
- 目標効果額 : 〇億円 (令和6年度～10年度の財源不足相当見込額 + 財政調整基金を1年あたり約1億円を目安に積み立てる想定)
※ 最新の財政見通しと連動させるため、最終的に数値調整を行います。

①行財政改革プラン

住民のニーズに対応できるように、時代の変化に対応し、サービスの仕組みや組織の体制を見直し、財政基盤の強化を図る計画のこと。

②市税等

市県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、その他の税金のほか、使用料や手数料等のこと。

③交付税

地方交付税は、国が地方に代わって徴収する地方税（地方の固有財源）のことで、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスができるよう財源を保障するため、地方公共団体の財政状況を考慮して配分される。

④社会福祉

児童、母子、心身障害者、高齢者など、社会生活を送る上でハンディキャップを負った人々に対して、公的な支援を行うこと。

⑤行政サービス（行政需要・行政ニーズ）

国や地方自治体が国民や住民に提供するサービスのこと。例えば、道路・公共施設・上下水道の維持管理や、ごみ処理、戸籍の手続きや子育て支援等のこと。

⑥行政資源

税金や手数料、国から配分される地方交付税等のほか、業務に従事する職員のような行政活動を行うために必要な人、物、金、情報のこと。

⑦行財政運営

行政サービスを継続的に提供するために、行政資源を適正に配分して、財政を管理・運営していくこと。

⑧財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。財源に余裕がある年度に積立を行い、大規模災害の発生や大幅な税収減等がある年度に取り崩しを行う。

⑨自治体の役割

地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

⑩サービスの提供手法

サービス提供に係る一連の申請、受付、受理、情報入力、審査、判定、通知、交付、受領のような手順や業務の方法のこと。

⑪職員定数

事務事業を遂行するために必要とされる常時勤務する職員数であり、地方自治法第172条第3項において、その限度を条例で定めるものとしている。

これまでの行財政改革の取り組み

本市では、平成17年度に第1次となる「高梁市行財政改革大綱」を策定し、職員数の削減を中心に行財政システムの抜本的な見直しを図りました。また、それ以降も不断の行財政改革を行っていくため、平成22年度には第2次となる「高梁市行財政改革大綱」を、平成29年度には「高梁市行財政改革プラン」を策定し、様々な取り組みを実施してきた結果、これまでで総額7,874百万円の効果額を出しました。

	高梁市行財政改革大綱（第1次）	高梁市行財政改革大綱（第2次）	高梁市行財政改革プラン
期間	平成17～22年度	平成22～26年度	平成29～令和4年度
目的	地方交付税の削減に伴う危機的な財政状況の到来により、限られた資源で最大限の市民サービスを提供していくために、行財政システムを抜本的に見直す	国の深刻な財政状況や合併特例期間終了に伴い、地方交付税が削減されることなどに対応するため、第1次行政改革大綱の見直しを図る	将来の人口減少や、厳しい財政運営に応じて、市民サービスの水準を維持するために、組織体制や業務内容をスリム化する
方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 市政の運営方針の改革 ② 組織の改革 ③ 人の改革 ④ 財政構造の改革 ⑤ 事務事業の改革 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民との協働による開かれた市政の推進 ② 時代に即した行政運営の推進 ③ 施設管理の見直しと公有財産の有効活用 ④ 組織機構の再編と人材育成の推進 ⑤ 持続可能な財政基盤の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政運営改革 ② 財政構造改革 ③ 行政サービス改革
効果額	4,060百万円	2,780百万円	1,034百万円